

教育合同・阪学労 共同闘争速報 2015年6月20日

発行 大阪学校事務労働組合 大阪市北区天満 1-6-8 六甲天満ビル内 06-6312-8470
大阪教育合同労働組合 大阪市中央区北浜東 1-17 8F 06-4793-0633

杜撰な「授業アンケート」の実施が明らかに

教育合同と阪学労が申し入れた夏期一時金に関する第2回目団交が、6月18日に行われました。前回の交渉で府教委側が答えられずに持ち帰りとなった事項について回答が行われました。

昨年度の一時金団交の際に、ある府立高校で「授業アンケート」が教員間で回覧できる状況であり、集計作業が首席によって行われている。また、「授業アンケート」を実施していない科目があることなど、高校名をあげて組合が指摘したことに対し、府教委は高校への聞き取りの結果、「授業アンケート」は高等学校課と協議して年度末までに未実施科目でも行った、教員間での回覧は枚数確認のためであり、集計は管理職のみが行っていると回答しました。「授業アンケート」は、今年度から教員の成績率により反映する形で使われます。しかしながら、その実施方法は杜撰なものであり、教職員や児童・生徒の個人情報への配慮が各校の事情もあり困難であるとの回答に組合員から強い怒りが表明されました。

また、1990年に始まった役職別段階加算が現在においても意味ある制度であることの具体的根拠については、結局のところ、国や他の自治体でやっていないところがないから、という横並び意識だけであることがはっきりとしました。7年間続けた府独自の特例減額で発揮した財政再建への意欲は、バブル時代に始まった管理職へのお手盛り支給へ切り込むことには消極的すぎます。

総務省7・4通知の精査とは全国の動向と法改正？

臨時教職員の1日空白問題に関して、地公法22条2項を根拠として再度の更新はできない、任期の更新とみられないように1日の空白期間を設けていると府・府教委は繰り返しました。府教委が精査中と回答する総務省7・4通知には、1日の空白期間を求める規定は地公法をはじめとした関係法令に存在しない、と明記されているにも関わらずです。一体何を精査しているのかとの組合からの追及に対して、法改正と全国の動向であると答え、組合員の怒りは最高潮に達しました。7・4通知の趣旨は、増え続ける臨時・非常勤職員の任用のあり方について、各地方公共団体に対して必要な対応を図るように出されたものであり、違法行為をしている大阪府がその姿勢を改めるべきものです。全国の動向云々は、役職別段階加算の説明でも使われ、交渉当事者としての主体性、判断がみられません。

組合は、府に対して今後もこの問題については追及を続けて行くと告げ、府の最終回答は要求の一部として受け取るとして交渉を終えました。

再任用以外 期末手当1.225ヶ月 勤勉手当 0.75ヶ月

再任用 期末手当0.65ヶ月 勤勉手当 0.336ヶ月

(いずれも評価結果Aの場合)

6月30日支給